

業務及び財産の状況に関する説明書類

第7期 2023年8月1日から 2024年7月31日まで

2024年9月27日作成

監査法人名 そうせい監査法人
所在地 東京都千代田区五番町
10番地五番町KUビル
代表者 久保田寛志

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2) 沿革

2018年2月 そうせい監査法人設立

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当会計年度末における被監査会社数は34社となりました。非監査証明業務については当会計年度において7社に対して業務を実施しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年7月31日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	6社	6社
② 金商法監査	－	－
③ 会社法監査	3社	－
④ 学校法人監査	－	－
⑤ 労働組合監査	－	－
⑥ その他の法定監査	19社	－
⑦ その他の任意監査	6社	－
計	34社	6社

(4) 非監査証明業務の状況

2024年7月31日現在

	対象会社数
大会社等	1社
その他の会社等	6社
計	7社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

1 経営の基本方針

当法人は、適切な会計・監査サービスをクライアントに提供することで、ステークホルダーへ適切な会計情報が提供可能となると考えています。このような考えに基づき、クライアントや法人内などにおいてコミュニケーションを重視し真摯に向き合うことでより高いサービスを提供することを基本方針としています。

2 経営管理に関する措置

当法人は、重要な事項について定時または臨時の社員総会にて協議し、適切な法人経営管理が行える体制を整備しています。

3 法令遵守に関する措置

当法人は、業務に関連する法令及び定款を遵守するよう常に最新の法令を確認し、改正等が行われた場合には周知することとしています。日本公認会計士協会等から

発信された情報も合わせて研修等を実施し、適切に法令遵守がなされる体制を整備しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

1 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を順守することを合理的に確保するために日本公認会計士協会が定める倫理規則に基づき、職業倫理の遵守に関する方針を規定しています。

また、当法人は、当法人及び専門要員が独立性の規定を順守していることを確認するため、独立性に関するチェックリストを用いて、当法人及び専門要員の独立性を確認する手続を実施しています。また、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対する適切な措置を講じることとしています。

2 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約を新規に締結または更新する場合には、それに先立ち、当法人の時間や人的資源など業務を実施するための適性及び能力の有無や関与先の誠実性を検討しています。

3 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

当法人は、社員総会において各社員の法人経営業務や品質管理を重視した監査業務に基づいて評価・協議を行い、各社員の報酬を決定しています。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任等に関して方針及び手続を定めています。

また、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度（CPD）の必要単位を取得することを義務付けるとともに、重要な研修項目を定め必修としています。

4 業務の実施及びその審査

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書や実務指針に準拠し、実務ガイダンス等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めています。

ア. 専門的な見解の問合せ

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、監査チーム内で十分な検討を行い、必要に応じて、当法人内外の専門的な知識・経験等を有する者へ問合せを行い、入手した見解を検討することとしています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

監査上の判断の相違に関しては、監査責任者が品質管理担当責任者と協議を行い解決することとしていますが、解決されない場合には、品質管理担当責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決します。必要に応じて最高意思決定機関である社員総会において解決します。

ウ. 監査証明業務に係る審査

個別監査業務ごとに監査チームから独立した審査担当者を選任し、監査の品質管理規程に基づいて監査計画及び監査意見形成のための審査を実施しています。審査が完了しない限り、監査報告書を発行いたしません。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、一部の監査証明業務に電子調書システムを導入しています。紙面の監査調書を含め、監査調書の管理及び保存に関する方針及び手続を定めています。

監査チームにおいて監査調書の最終的な整理が完了した後は、品質管理担当責任者が責任者として一括管理しています。

5 業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人は、監査証明業務の品質管理システムとして、日常的監視及び定期的検証を行っています。品質管理担当責任者が日常的監視を行うとともに、3年に一度の割合で監査業務の定期的検証を実施しています。

6 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続を定め、品質管理担当責任者を選任しています。品質管理担当責任者は、当法人の監査の品質管理シス

テムの整備及び運用について責任を負い、当法人の代表者である統括代表社員が、当法人の品質管理システムの最終責任を負うこととしています。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、特定社員制度を採用しておりません。

- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

通常レビュー 2023 年 12 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

当法人の最高経営責任者は、当年度監査業務の業務執行状況について業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7 人 (5)	0 人	7 人 (5)

() 内は代表社員の数

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

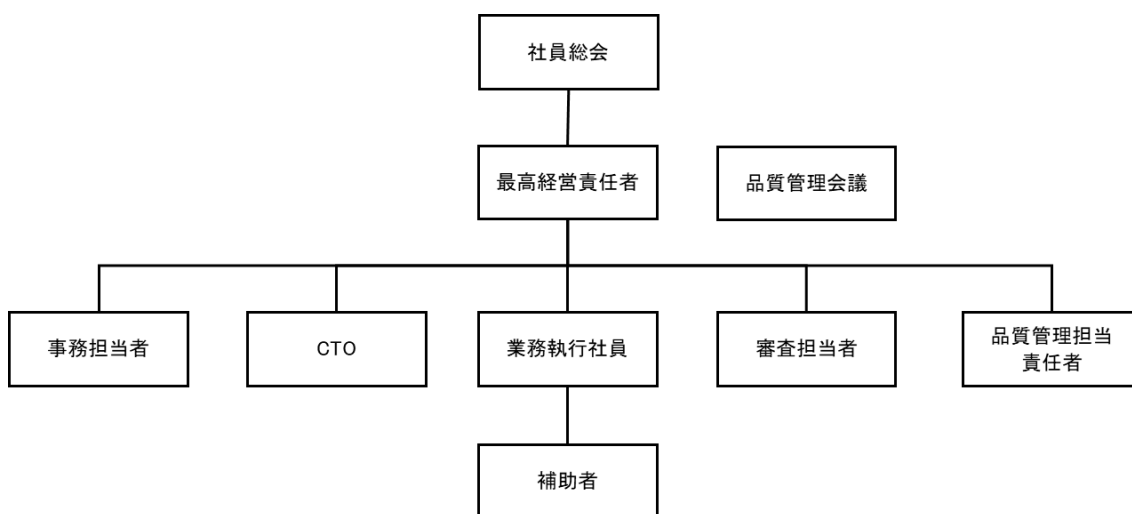
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	重要事項の 審議・決定	7人	0人	7人

三. 事務所の概況

2024年7月31日現在

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) そうせい 監査法人	東京都千代 田区五番町 10番地五番 町KUビル	7人	0人	7人	2人
計		7人	0人	7人	2人

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	自：2022年8月1日 至：2023年7月31日	自：2023年8月1日 至：2024年7月31日
売上高		
監査証明業務	171,250	214,940
非監査証明業務	4,000	7,940
合計	175,250	222,880

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

株式会社ソフトフロントホールディングス

株式会社トラス・オン・プロダクト

ぷらっとホーム株式会社

株式会社アドヴァングループ

株式会社ビーマップ

大村紙業株式会社